

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和6年12月19日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官

議 題

人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 17—0（管理職員等の範囲）の一部改正

令和6年12月19日
職員福祉局

国家公務員法は、管理職員等が、一般の職員とは労使関係において対立的立場に立ち得ることから、一般の職員と同一の職員団体を組織できない旨を定めており、同法の委任を受け、規則17—0別表において管理職員等を列挙している。

同表については、おおむね四半期ごとに、各府省における組織改正等を反映させるための改正を行ってきている。今般は、令和6年9月1日から令和6年11月30日までの間に新設され、管理職員等と認められる官職を追加するなどの改正を行うこととした。

1 主な改正内容

審査した結果、規則17—0別表に掲げるべき管理職員等として、新設された農林水産省地方農政局持続的食料システム戦略推進官など25官職を新たに追加する必要がある。

（参考1）管理職員等の人数の増減

	新たに該当する職員数	非該当となる職員数	(A－B)
規則改正を要するもの	25	—	—
規則改正を要しないもの	12	32	—
計	37 (A)	32 (B)	5

（参考2）定員に占める管理職員等の割合

	年度末定員 (A) 人	管理職員等 (B) 人	(B／A) %
令和6年 8月31日現在	242,630	38,380	15.8
令和6年11月30日現在	242,630	38,385	15.8

2 公布日及び施行日

令和6年12月25日に公布し、同日から施行する。

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一七―〇―一四八

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「課長補佐（統括）」を「人材確保対策官 課長補佐（統括）」に改める。

別表農林水産省の部地方農政局の項中「地方参事官」を「地方参事官 地方調整官 持続的食料システム戦略推進官 輸出対策推進官」に改め、同部北海道農政事務所の項中「地方調整官」を「地方調整官 持続的食料システム戦略推進官 輸出対策推進官」に改める。

別表国土交通省の部地方航空局の項中「空港連携調整官 技術管理官」を「空港連携調整官（職員団体に

関する事務を担当する者に限る。〕 技術管理官〕に改め、同部空港事務所の項中「次長」を「次長 企画調整官」に改め、同部航空交通管制部の項中「総務課長 会計課長」を「課長」に改める。

別表備考第一項中「令和六年八月三十一日」を「令和六年十一月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（傍線部分は改正部分）

組 織		職 員	
厚生労働省	内 部 部 局	改正後	改正前
		・ ・ ・ 社会統計室長 人材確保対策官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） ・ ・ ・	・ ・ ・ 社会統計室長 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） ・ ・ ・
農林水産省	地方農政局	・ ・ ・ 部長 地方参事官 地方調整官 持続的食料システム戦略推進官 輸出対策推進官 企画調整室長 ・ ・ ・	・ ・ ・ 部長 地方参事官 企画調整室長 ・ ・ ・
		進官 輸出対策推進官 地方調整官 持続的食料システム戦略推進官 企画調整室長 ・ ・ ・	・ ・ ・ 地方参事官 地方調整官 企画調整室長 ・ ・ ・
国土交通省	北海道農政事務所	・ ・ ・ 統括空港連携調整官 空港連携調整官（職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 技術管理官 部次長 ・ ・ ・	・ ・ ・ 統括空港連携調整官 空港連携調整官 技術管理官 部次長 ・ ・ ・
		所長 次長 企画調整官 総務調整官 ・ ・ ・	所長 次長 総務調整官 ・ ・ ・
	空港事務所	・ ・ ・ 前任航空管制技術官 課長 課長補佐（管理） ・ ・ ・	・ ・ ・ 前任航空管制技術官 総務課長 会計課長 課長補佐（管理） ・ ・ ・
		航空交通管制部	

備 考	改正後	改正前	備 考
1 この表の ・ ・ ・ 組織に関する定めにより令和六年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。			1 この表の ・ ・ ・ 組織に関する定めにより令和六年八月三十一日において設置されていた官職を占めている職員とする。